兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針

（目的）

第１条　本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

（環境に配慮した電力調達契約）

第２条　「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

（対象組織等）

第３条　この方針は、兵庫県の機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

（環境評価項目）

第４条　本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

⑴　基本項目

ア　二酸化炭素排出係数

イ　未利用エネルギーの活用状況

ウ　再生可能エネルギーの導入状況

⑵　加点項目

ア　環境マネジメントシステムの導入状況

イ　需要家に対する省エネルギー関する情報提供の取組、簡易的なディマンド・リスポンス（DR）の取組及び地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

（入札参加資格）

第５条　入札に参加できる者は、電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、前条で定める基本項目を、別表「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」の基本項目の評価点の合計が 70 点以上であることとする。基本項目の合計が 70 点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が 70 点以上であることとする。

（評価）

第６条　本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第４条に定める環境評価項目を評価基準により算定し、その評価点等を様式１「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、指定された期日までに兵庫県知事に提出するものとする。ただし、評価点等に変更があった場合は、その都度、評価項目報告書を提出するものとする。

２　第１項に定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時兵庫県知事に提出することができる。

３　環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式１の内容を確認し、各小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況及び評価点を判定する。
４　環境政策課長は、判定の結果について、様式２により各部局等の長、様式３により小売電気事業者へ通知するものとする。

（評価点等の確認）
第７条　入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況、評価点及び入札参加の可否について確認するものとする。

（その他）
第８条　本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）
第９条　本方針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

附　則

この方針は、平成 22 年８月４日から施行する。
一部改正　平成 23 年４月 26 日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 25 年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 26 年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 27 年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 28 年７月１３日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が９月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 29 年４月１３日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）
一部改正　平成 31 年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が４月１日以降のものに適用する。）
一部改正　令和２年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が４月１日以降のものに適用する。）
一部改正　令和３年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が４月１日以降のものに適用する。）

一部改正　令和４年７月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が７月１日以降のものに適用する。）

一部改正　令和５年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が６月１日以降のものに適用する。）

一部改正　令和８年４月１日から施行する。（一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が 10 月１日以降のものに適用する。）

兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※１）しており、かつ別表の基本事項の得点の合計が 70 点以上であること。基本項目の得点の合計が 70 点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が 70 点以上であること。

（別表）

基本事項	区　分	配点
①一昨年度の１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）　※２	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
②一昨年度の未利用エネルギー活用状況 ※３	1.35%以上	10
	0%超 1.35%未満	5
	活用していない	0
③一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ※４	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区　分	配点
④環境マネジメントシステムの導入状況 ※５	あり	10
	なし	0
⑤需要家に対する省エネルギーに対する情報提供の取組、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組※６	あり	5
	なし	0

※１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。

※２　１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に発表された調整後排出係数をいう。

※３　未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を

②一昨年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方法）　未利用エネルギーの活用状況 ＝ ①÷②×100

注１　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①　工場等の廃熱又は排圧

②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「ＦＩＴ法」という。）第２条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものは除く。）

③　高炉ガス又は副生ガス

注２　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注３　未利用エネルギーによる発電電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。

注４　供給電力量には、他電気事業者への販売分は含まない。

※４　再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

① 一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端(kWh)）

② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）

③ Jークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判明できる非ＦＩＴ非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判明できる非ＦＩＴ非化石証書に限る。）

⑥ 一昨年度の供給電力量（需要端(kWh)）

（算定方法）　一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ＝ （①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

注１　再生可能エネルギーとは、ＦＩＴ法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（ 30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

注２　再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）は、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注３　供給電力量（⑦）には、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※５　入札実施時における環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）の導入状況で、評価対象となるＥＭＳは「ＩＳＯ１４００１」、「エコアクション２１」とする。

※６　省エネに係る情報提供、簡易的 DR（ディマンド・リスポンス）の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

（具体的な評価内容）

① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うことなど）

② 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

③ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

④ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。